

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

深谷嵐山線	路線名
深谷市田中宇木株二一〇六番一地从先から 同市田中宇木株二二三六番一地向先まで	供用開始の区間
平成三十一年三月二十九日 (午後二時)	供用開始の期日
平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第二十三号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長三〇〇・〇〇メートル	備考